

甲州市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

平成31年3月26日

告示第32号

改正 令和元年9月1日 告示第146号

令和3年10月21日 告示第160号

令和4年3月29日 告示第60号

令和4年7月1日 告示第138号

令和5年3月31日 告示第38号

令和6年3月28日 告示第43号

令和7年3月31日 告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、猫の不妊手術及び去勢手術を実施することにより、捨て猫の増加、環境被害等を防止するため、自らが飼育する猫及び地域に生息する飼育する者のいない猫へ獣医師による不妊手術又は去勢手術を受けさせた者に対し、予算の範囲内で甲州市猫の不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の額及び交付の方法について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、甲州市に住所を有し、本人及び本人と同一世帯に属する者が市税の滞納がない者で、自らが飼育する猫（動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する第一種動物取扱業を営む者が営利を目的として飼育しているものを除く。以下「飼育猫」という。）及び地域に生息し飼育する者がいない猫に獣医師による不妊手術又は去勢手術（飼育する者がいない猫に係る手術にあっては、市長が認める場合を除き、不妊手術又は去勢手術を行ったことが識別できる処置を併せて行うものとする。以下「対象手術」という。）を受けさせた者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象手術に係る費用の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「手術費用」という。）とし、次に掲げる対象手術の区分に応じ当該各号に定める額を上限額とする。

(1) 不妊手術 次に定める額

ア 飼育猫1匹につき5,000円

イ 飼育する者がいない猫1匹につき10,000円

(2) 去勢手術 次に定める額

ア 飼育猫1匹につき4,000円

イ 飼育する者がいない猫1匹につき8,000円

2 飼育する者がいない猫に対象手術を受けさせた者に対する補助金の額は、前項各号に定める額に1,000円を加えた額を上限額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付の対象となる飼育猫及び飼育する者がいない猫に対象手術を受けさせた日の属する年度の3月31日までに、甲州市猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請（飼育猫に係る申請に限る。）は、一世帯（世帯分離等により同一地番に2以上の世帯がある場合は、当該2以上の世帯を一世帯とみなす。）につき一の年度に3匹を上限とする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査を行い、その内容が適当と認めるときには、甲州市猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第6条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したときは、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成31年3月26日告示第32号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(令和4年度から令和6年度までの特例措置)
- 2 令和4年度から令和6年度までに対象手術を行ったものに限り、飼育する者がいない猫に対象手術を受けさせた者に対する補助金の額は、第3条に規定する手術費用に1,000円を加えた額とすることができる。
- 3 令和4年度から令和6年度までに対象手術を行ったものに限り、第3条第1号中「5,000円」とあるのは「15,000円(飼育する者がいない猫に対するものにあっては、16,000円)」と、同条第2号中「4,000円」とあるのは「10,000円(飼育する者がいない猫に対するものにあっては、11,000円)」とする。
- 4 令和4年度から令和6年度までに対象手術を行ったものに限り、第4条第2項の規定を適用しないものとする。

附 則 (令和元年9月1日告示第146号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日までに交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年10月21日告示第160号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日までに交付申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月29日告示第60号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日までに交付申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年7月1日告示第138号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年7月1日から施行し、この告示による改正後の甲州市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の甲州市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱（次項において「改正前の要綱」という。）の規定に基づいて提出された申請書は、改正後の要綱の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 改正後の要綱の規定を適用する場合においては、改正前の要綱の規定に基づいて交付された補助金は、改正後の要綱の規定による補助金の内払とみなす。

附 則 (令和5年3月31日告示第38号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日告示第43号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第60号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日までに交付申請があった補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

甲州市猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書

甲州市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱に基づき、次のとおり申請します。
なお、この申請にあたり、私の世帯の市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 不妊・去勢手術に係る内容

○飼育猫

番号	猫の性別	名前	毛色	手術日	手術費用	補助金申請額
A1	オス・メス				円	円
A2	オス・メス				円	円
A3	オス・メス				円	円
合 計		匹	① 補助金申請額合計			円

○飼育する者がいない猫

番号	猫の性別	生息地	毛色	手術日	手術費用	補助金申請額
B1	オス・メス				円	円
B2	オス・メス				円	円
B3	オス・メス				円	円
合 計		匹	② 補助金申請額合計			円

(裏)

・飼育する者がいない猫の確認事項

(レ点チェックを入れてください。飼い猫は不要です。)

- 申請の猫は、他者の飼い猫ではなく、市内に生息する飼い主のいない猫に間違いありません。
- 猫に不妊又は去勢手術済みであることが分かるように、耳にV字カット等の処置を講じました。処置後の写真を添付します。

2 補助金申請額 _____ 円

※ ①と②の合計額を記入してください。

3 獣医師の証明

年 月 日
上記の猫に対して（不妊・去勢）手術を実施したことを証明します。
病院名
獣医師名

4 補助金振込先

金融機関名	支店名	区分	口座番号	口座名義人 (申請者と同一のこと)
		普通 当座		

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、猫の不妊・去勢手術費補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金交付決定額 _____ 円